

足利銀行 積立式定期預金「ライフマップ」規定 新旧対照表 (2026 年 10 月 1 日 一部改定)

変更箇所のみ記載 (変更部分は赤字)

変更前	変更後	備考
【積立式定期預金「ライフマップ」規定】 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときには預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。	【積立式定期預金「ライフマップ」規定】 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときには預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。	

以 上